

成形圖說

農事部

十一



共廿本

特	別
二	一
144	
11	

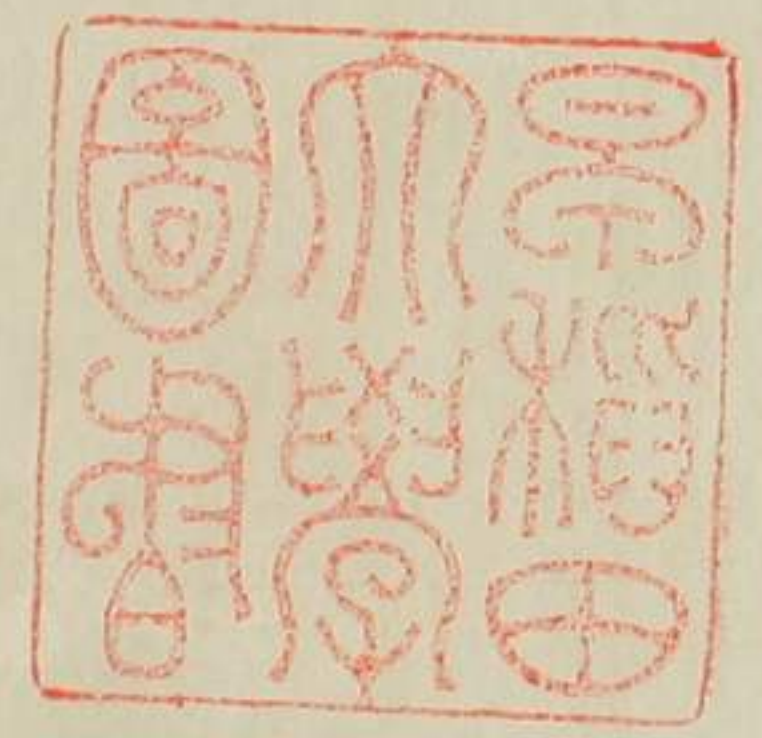


門=加 /
肆 / 84
卷 / 11

成形圖說卷之十一

目錄

價直アツクニ
酒食サケイヒ
費弊ツヒエ



成形圖說卷之十一

成形圖說卷之十一

農事部 價直類

阿多比

書紀 ○古言梯曰當易あり天加の約多あり又値る

市式曰凡賣買不和較 物 直の漸と天良不とゆめり○漢書に天

相場 定よて相場と後ハ時價の名とやり

相場 定よて相場と後ハ時價の名とやり

價直 史北 物價 文 交易 子孟 交市 書漢 時價 典六 時直 朝國

景典

加比與禰 類聚 米買 新撰 市米 和字

釋音 狄廣韻 入米也 左傳 疏 買穀 孟 子 無 過 糴 食貨志 大 熟 則 上 糴 三 而 舍 一 中 熟 則 糴 一 使 民 適 足 又 云 農 商 俱 利

平糶齊物關市不
之治國之道也

宇利與福類聚
賣米

糶音眺說文出穀也亦作糶長編趙抃知越州西浙旱蝗禁
糶音眺說文出穀也亦作糶長編趙抃知越州西浙旱蝗禁
又云文彦博在成都米價騰貴因就諸城門置十
八院減價糶賣仍不限其數張榜通衢米價遂減
蕃名フレイス亦ワプルト價直

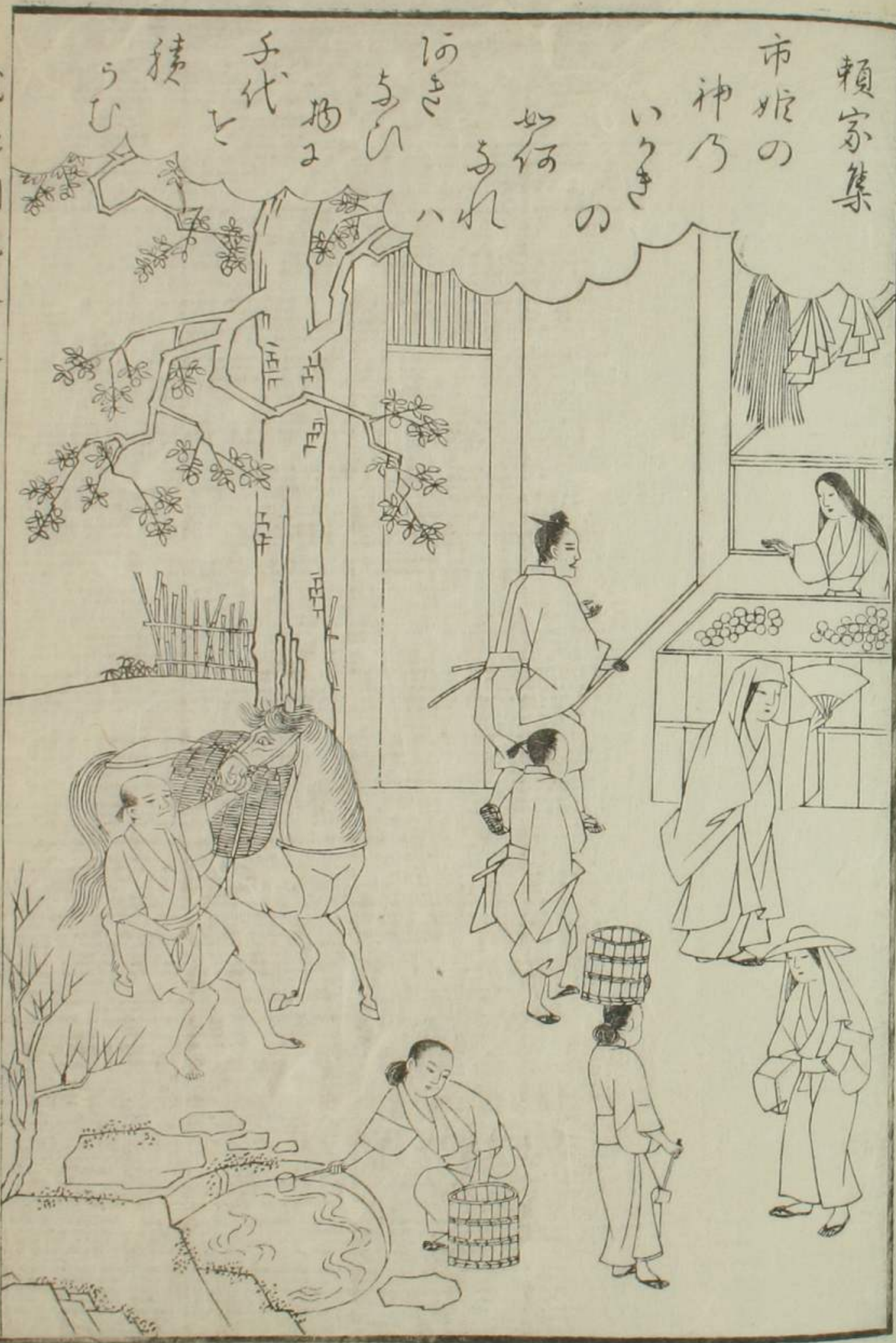
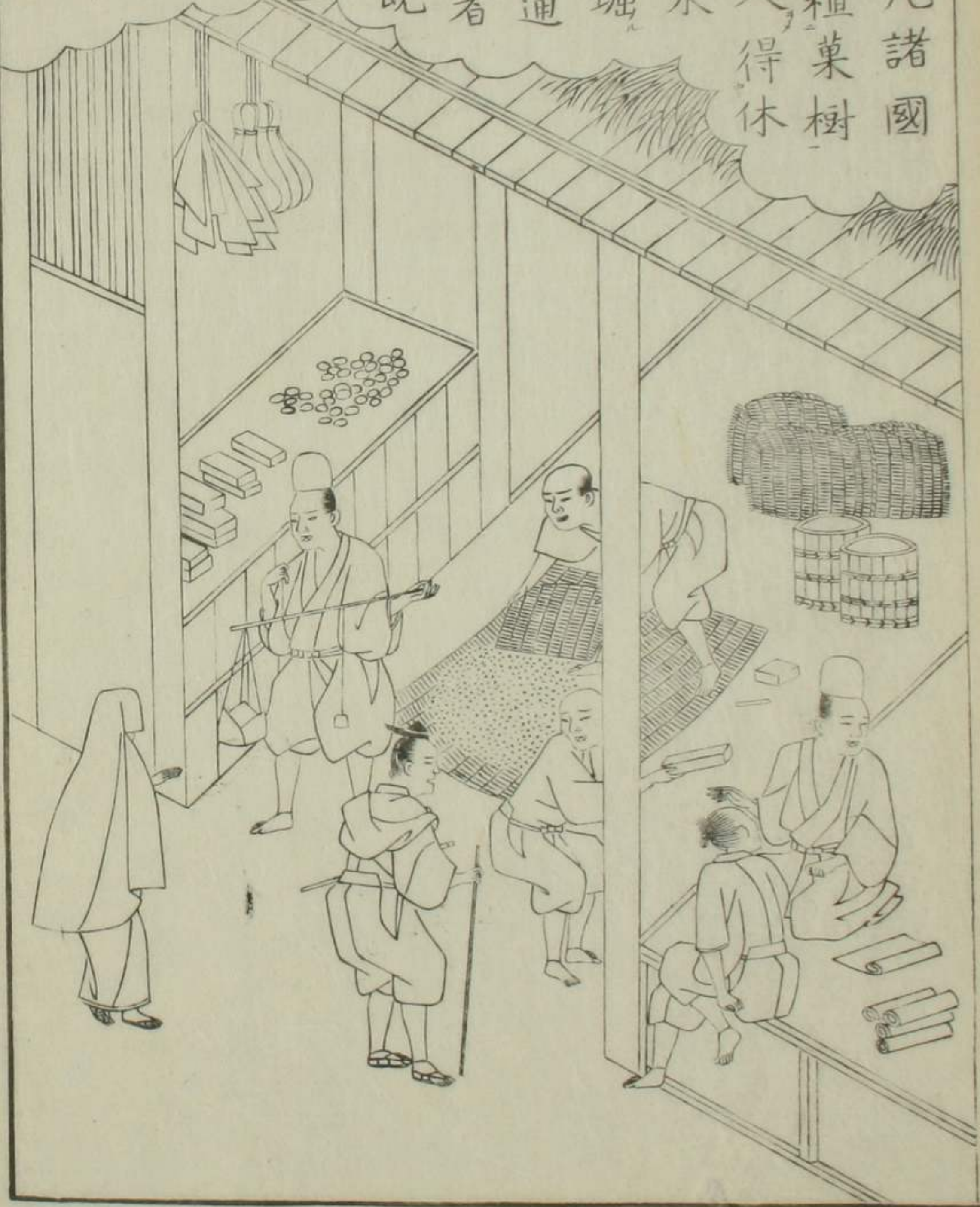
國史延曆十七年勅曰物有貴賤價高下諸國糶糶有利於
民元損於公遣使開倉廩准賤時價糶與百姓具價物者收
貯國庫至於秋收買成穎稻名曰救急料又曰稻糶與貧民
是より先元明紀和銅六年三月詔諸國之地江山遐阻負
擔之輩久苦行役宜國郡司等募豪富家置米路側任其賣

買一年之内賣米一百斛以上者以名奏聞とあり蓋先
王五穀と賣て金銀と賤以上行一ハ下化やらしあり米
と賣て金銀の求るはと云歎きほりりり子抱いて
と四島の島峙のハ金銀の求るはと云歎きほりりり子抱いて
易らあり抑おのき風ふるる

安平民無徭役歲比登稔百姓殷富稻斛銀錢一文と本紀

是時ハ浪濤はくはるる
咸言漢文帝澤加黎庶穀至石數錢滿漢の及第ハ垂加文
行數千里不費糧玄宗開元
廿八年冬米一斛直三錢
福一斛と浪濤一文少く買
ふに當時福米多攘ふ金銀少くこのかゝる事あり

雜式曰凡諸國
驛路邊植菓樹
令往還人得休
息若無水
處量便堀
井書紀通
證曰古者
秋布穀既
成而後
通商賈
之道故
稱為秋
物也



成形圖說卷之十一

生々々とも浪飾つてふくハ米五斗以上此時價多敷魚
 し續紀曰和銅四年以穀六升當錢一文令百姓交關各得
 其利當時の米ハ穀五升ハ六升ハ五合磨みて三升也
 乎此時唐滿尤もく正浪一文ハ淺百文ハ色しとつて
 後紀曰弘仁十四年正月新錢一百貫賜大和國充築益田
 池とつり益田池ハ開竅の大溜池と掘られし事空海ハ
 碑をて志守をしとつて子僅ハ百貫文と下行志をよと
 云は錢のたまをとり魚ハ是より遙後の代に後
 醍醐天皇元亨元年の夏大旱地と枯して旬服の外百里
 の間空赤土のとつりて青苗ふし候葦野ハ滿州人地ハ

例ハ此年錢三百とも粟一斗と粟ともあり
梅哀宏漢記曰赤眉乱後
關中大饑黃金 一片易五升穀 三百ふく粟一斗と粟と一天下の大凶年
 とつてふれ是亦亦生ふけ其年價少く粟の三斗も四
 斗も賣買とつてありしハ也是中古とハ米穀多つて是
 淺む少とつてし
水東日記朱子答張仁叔之問云李裡
而收不過百石者似恐是米然則其多少固有不同矣粟一
石直錢三十文一歲而止用三石可見古來錢重然其賣買
皆然則人亦不以為病也 漢とむ 東鑑曰上品八丈絹六
 寸代百升文 各升 紺布二反 無代四文云々此の付まてハ物
 上々の淺つりひさるしハ丈絹一足代廿文とつて
 てとるる也百練鈔曰 後堀河天皇安貞二年六月廿

四日以錢一貫文可被直米一石之由被下宣旨四家合考
 曰永正元年天下飢饉して會津の米價一升五錢と云ふ
 里は時の錢ハ大銀通寶也と云按此の書は永正元年の
 石より二里の錢ハ米五石の時也因一升五錢の
 五錢より一升五錢の錢ハ米五石の時也因一升五錢の
 本郷一足子付つ支六分七厘也切米ハ一石五付六分二
 分五分の賣價と云ふ是是利義晴天文五年の事とて平
 時の價と云ふより生島宗竹記より弘治三年八月廿六日
 大風是歲米地賣價金一両五斗也按は是時の金一兩
 二両と云ふより一兩也大銀金小銀金ハ天正十六年
 錢造所より云ふし百兩無銀子載に童謡より云ふごとく

らと云は一人十二と云ふことと云ふめしハ何れしと云
 つけ書うがし飯と云ふ汁ハ何れと云ふ汁かまの汁
 と云ふ釘ハ何れと云ふ汁かまの汁かまの汁かまの汁
 らと云ふ是けいふことと云ふ上京の通中山崎街道たりし時
 客次シメツトリの旅館ニ合半此飯と蒸乃汁塩糖一斗とて値十二
 錢ありしと云ふ也此時乃錢ハ廿四文とて一分ハ四文と云
 ハ十二文とて三分と云ふは糖乃價一錢とて十二文と云ふ一
 し是故に山崎宗鑑ハ一生此間養ふて食飲せし糖を
 一十二錢と持て書ふ日中一食とて書ふと云ふ一
 里或書ふ事安正年勢妙とて金十両と米四十二と云ふ

入と云く昆陽漫録曰寛文八年長崎より朝鮮の漂流者
 子扶持米と云ふし書帖に米一升六分五夕代一斗と何
 こそハ白米とて志あり徳光録曰享保十七年米穀の價
 下直と係て故金と相借やめあふ此時米價倍よつこ
 金中つあつこ
按子清朝紀聞云今頃の米價一升錢
 十二文大豆一升十五文と云ふ
 傳人子少少所稱建の白米ハ一升八十錢の事ありと
 云又續文獻通考云洪武十八年令兩浙及京畿官田凡折
 枚稅糧鈔每五貫准米一石絹每匹准米一石二斗金每兩
 准米十石銀每兩准米二石棉布每匹准米一石茶布每匹
 准米七斗
 あり 其後漸くと米價もくありと云ふハ金錢也
 子懸短やと云ふは河と云ふ郡都會遊民聚り耕と
 して食りの粟くつてハ年穀稔るるに遇て遂に價減と

ありて復たの廣直とし故金錢と水火の災に罹りて沉
 滅或は奸商の潛濟又錢錢を破碎るるが如きこと
 なく錢の目利と時直賤くありたり又銅錢ハ瘞錢と
 堪堪して何となく金銅とくなく不通用となりたりと
 五事畧に云ふし所ハ其七年より寛永七年まで七百七
 年の内長崎一所まで外國は出し金銀の大積と云ふは
 金百兩積あり二子八百兩其後浪百十三子二子六百八十
 七貫目銀銅二億二子二子八百兩積あり七千五百兩
 と云ふり況や其よりよりの大穀ハ計志る魚々
 らん其申よて浦屋が申子史捨ハ力あし獨瘞錢もま

已てハ土葬されハ壤と云フ火浴されハ反子化しぬ
ハ一日に下せらる者二十人のありし一日に百
二十四錢一月ハ三貫七百五十錢一歳ハ四百十五貫
五百錢多ク江注抄に人壽の日數二万六千六百十日と
云ハ妻と云て終るのくありし命數ハ備短なり況や
海内の羣生一日の宵紀表するもの嘗られを救済を經
よ志しりハ幾多淺と云ハ用代土中一費一棄ハと云
危りし以水土解俗說辨回童詠淺志等是と辨やハ瘞錢
ハ漢以來の弊俗あり中事文類聚より此等ハ悲哀
の情乃已まぬと云一婦女人浮屠の募化あり

まハ唐の錢も何ふと云ハ金の銀も物もハ
像と溶り其錢と隣り親施子投捨小むてハ豈止瘞錢ハ
弊のなるんや蘇陰比事云茶錢ハ六道縁と烟管の
火口ハて作ハ瘞錢の代子用おとしと類との阿地頭
乃中て六道縁ハ地産乃支配といつり其上熾魔五合點
つさばつさや汝先真途つ行て地産子相對せよとそ
訴と拒と云るよし哉ぬ商人の女に落しむハ永くそ
留よおをせよハ松地頭よと云○奠陰逸史有言曰
慶長辛夷諸夷蠻重譯來求互市二十餘國明商舶亦益至
中互市之係要務不可以已果如此夫往昔有確論曰凡外

舶所載藥石之外一切屬無用斯義也浮屠兼好首言之觀
 瀾三宅氏再發之白石新井氏又詳議其弊中然以予觀之
 未為得政治大體焉夫黃白之為物也飢而不可食寒而不
 可衣以其貴重也居焉不得以合棟宇爨焉不得以制錡釜
 以不其堅利也戰焉不得以造鋒鏑介冑士則不為刀削農
 則不為磁基工則不為斧斤鑽鑿商賈不用鑄厨櫃而鎖倉
 庫其鎔以為華飭亦猶外舶所輸珠璣珍怪也此出彼入其
 事埒已鑄以為幣也多焉而輕寡焉而重其為用也均矣借
 令異日黃白拂地乎亦唯白鳳年前宇宙是也豈無物可以
 為幣乎哉唯銅切乎民用是為可惜爾異日長國家之人能

連治體乎則必有以處之矣夫古之時錢一文足以米一
 斛之糶洞淺三而足以粟一斗之賣といふハ沿革地を以
 て治政路の同かゝるはまの道り折れくもせしむ
 農夫の種藝と自由とふ能のこまゝに花城の餓を糶の
 備やいふよ及も決民皆ハ隘好好火と畏怖て米と山林
 を持運ひおのこくり糶倉と貯るゆゑ金淺よりとまら
 ざるハ米穀とるも扱治とる日ハ農戸ハとるより屋偏ま
 てと米穀と糶術て生財の資ともなるゆゑ米穀とるも金
 淺をまて糶糶ゆゑとるも子里の糶と事是とるこ
 らば治とる時ハ米ハ價値高とるよとる何とて治ハ

何ゆゑや承平久しき時ハ凡俗何となく華^{ケツカク}み^ミ成り
 其時^ミの好^キと俗^{ソク}て人の上とゆ^ユく弱^{ヨク}る^ル鄙^{ヒツ}談^{タン}は女^メ商^{ショウ}
 の^ノての^ノま^マといふ^イふ^フこと^{コト}と^ト金^{カネ}浪^{ナミ}と^ト澤^{タク}山^{サン}の^ノ使^シを^ヲ眉^{メイ}目^メ
 と^ト知^チり^リふ^フか^カく^ク大^{ダイ}事^ジは^ハ何^ニも^モ不^フ知^チに^ニあ^アり^リて^テも^モあ^アく^ク
 ぢ^チり^リあ^ア板^イも^モ一^{イチ}分^{ブン}も^モ足^タら^ズし^シ一^{イチ}口^コ糧^{リョウ}と^ト而^ニ儀^イ礼^{レイ}の^ノ氣^キ前^{ゼン}と^トあ^ア
 して^シ必^{ヒツ}ず^ズの^ノち^チら^ラと^トさ^サせ^セり^リ或^シ曰^{ハク}じ^ジの^ノ茶^{チャ}店^{テン}ハ^ハ一^{イチ}杯^{ハイ}
 一^{イチ}錢^{セン}と^トこ^コに^ニあ^アる^ルも^モ冷^{レイ}み^ミと^トせ^セり^リも^モハ^ハ實^{ジツ}に^ニさ^サく^クも^モ
 や^ヤう^ウに^ニ只^シ響^{キョウ}の^ノ價^チ響^{キョウ}と^ト競^{キョウ}ふ^フゆ^ユゑ^エ米^メ穀^{コク}の^ノ高^{カウ}と^ト成^{ナリ}る^ル
 の^ノも^モや^ヤハ^ハ錢^{セン}の^ノ利^カぬ^ヌこ^コも^モ志^シ也^ヤ錢^{セン}の^ノ利^カぬ^ヌハ^ハ銀^{ギン}四^シの^ノ二^ニに^ニ
 も^モや^ヤる^ルも^モや^ヤ後^ゴの^ノ珠^{シュ}浪^{ナミ}ハ^ハむ^ムり^リの^ノ分^{ブン}金^{カネ}の^ノ價^チと^ト變^ヘる^ル金^{カネ}浪^{ナミ}

の^ノ價^チも^モく^クあ^アる^ルと^ト米^メ直^{チツ}も^モつ^ツて^テ愈^ユ更^ゼく^クあ^アる^ルむ^ムり^リの^ノ
 米^メ一^{イチ}石^{シツ}ハ^ハ金^{カネ}一^{イチ}兩^{リョウ}錢^{セン}して^シ五^ゴ兩^{リョウ}あり^リ一^{イチ}錢^{セン}後^ゴの^ノ一^{イチ}と^ト七^{シツ}錢^{セン}
 して^シ米^メ一^{イチ}石^{シツ}と^ト實^{ジツ}も^モと^トふ^フハ^ハ金^{カネ}の^ノ價^チも^モつ^ツて^テ米^メの^ノ價^チも^モ
 く^クあ^アる^ルの^ノゆ^ユゑ^エ米^メ賤^{ケン}は^ハれ^レ々^々士^シ農^{ノウ}の^ノ二^ニに^ニを^ヲ連^{レン}連^{レン}一^{イチ}工^{コウ}商^{ショウ}
 の^ノ徒^トハ^ハ依^イ頼^{ライ}を^ヲこ^コも^モ時^ジと^ト盡^{ジン}ぶ^ブり^リた^タと^トも^モ米^メ價^チの^ノ
 高^{カウ}く^クあ^アり^リして^シいつ^{イツ}く^クの^ノも^モて^テお^オり^リ士^シ農^{ノウ}の^ノ窮^{キウ}も^モあ^アる^ルの^ノ
 高^{カウ}く^クあ^アる^ルは^ハあ^アる^ル是^シ唐^{タウ}馮^{ホウ}道^{ドウ}曰^{ハク}穀^{コク}貴^キ餓^ガ農^{ノウ}穀^{コク}賤^{ケン}傷^{キョウ}農^{ノウ}と^トい^イふ^フ
 一^{イチ}米^メの^ノ直^{チツ}り^リ 貨殖傳夫糶二十病農九十病米言米賤則農人病也若米斗直九十則商賈病米商賈也
 集^{シツ}義^ギ外^{ガイ}書^{ショ}曰^{ハク}夫^フ金^{カネ}浪^{ナミ}珠^{シュ}玉^{ジュ}淺^{セン}物^{モノ}也^ヤ用^{ヨウ}於^オ中^{チュウ}者^{シャ}多^タして^シ五^ゴ穀^{コク}す^ス
 る^ル時^ジハ^ハ人^{ニン}民^{ミン}多^タ路^ロあり^リ者^{シャ}く^クは^ハた^タら^ラう^ウと^トせ^セて^テ寫^{シヤ}地^チ

城ありしとす時ハ驍を多りこの城は善政ハ軍法以
て方の物ふくむ方の賣買と相おとせしむり數ハりき
きて汲りまはれかくされぬ物あるなまおのりく人
心乃敢すくましるの物と相よりつゝ食する時ハ君す
すみて民の食者らぬを不依りしむめしむけきともお
のりく驍をまいつゝ次世内ハ粟みりて汲山あり
ハ大方の不似等も困窮は及むれ五穀水火のこくく多
き時ハ民は不仁の者すくなく驍は多しむめし金銀ハ
五穀と助くまのこ相けりいやして金銀と比く方の
うきうのともま時ハ飛ぬ蓄りくひらく用はありてよ

は物あれハ制すももおごり生し法職を多き城はく
さん志と法政をなま商人官かよて士まわし士家之を
れハ民は取あたまにくまし民と士と困窮する時ハ商
とすくなく法政を多し商人職人知は及むれはのり
正は天下は制すくま時商人のまのこあり○夫夫其
まに下の賣買と相おとせ一人は屯とつゝともふこれ
と上ハ敵と法吏つゝら法政のゆき只中するものハ上
より取取下よりまうけり之城上下をわけて私利と射
おとらうこれと和蘭人の商を以て士農工の上を居志
むらりことくのちくハ封君とあまのりあきこれハ

支用縮しうしれりやうに要職控勢の官吏と兼
 穀のふりていて利息は幾すの爲費かと寝ても寝ても
 貴産物カぢるはしむり一人も執政の勢は抑
 へううくも主も先高よふをいさうあつとあつと二不
 おの勢あり 史記の封君皆低首仰給とつていふ所の丈
 名皆多窮し賤し高貴の頭とつていふを
 ついふともより浮世同答曰高家百數十年踐國中顛連
 して財ありは奪り罪ありして是れと失ふ太字の目
 して略て唐を治し韓と野く國初法度おのく高家と氣
 と法をお説と治しと高家と治しとて從て財利を
 治て多と治て多と治て多と治て多と治て多と治て多と
 て用みえしと金の高家を以て高家と利と争ふとつ
 とも終りて後とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
 み似たり胡人一と治て父よ二と治て父よと後とつとつとつ
 て法度の高家とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
 五と作くつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ

酒食 顯宗紀會群臣設酒食の漢宣
 帝紀云酒食之會所以行禮樂也
 蕃名ダラニキ酒 スペイス 食

書紀通證彙言曰我 邦土地之廣大可以比西土幅員 宜考
 文獻 通考 人民之富殖可以對西土戸口 今按西土幅員
 紀曰秦漢諸蕃頗然投化者編貫戸籍秦人戸數總七十五
 百戸又孝德紀錄民元數とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
 札元帝以孝德紀録民元數とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
 籍断盜賊與浮浪庚午年籍の事續紀多とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
 拾遺曰至天平年中勅造神帳 汲川春海曰通鑑に載西土
 中臣專權任意取舍とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
 戸五百萬戸口五千萬口而日本戸三百萬戸口三千萬口
 とつとつとつ 但綱目書戸口數七皆在唐代而玄宗時為極盛
 玉海云貞觀之盛戸不及三百萬永徽惟增十五

萬
今按三朝事畧云清世祖順治九年十二月是歲人丁
戶口一千四百四十八萬三千八百五十八又爵秩便覽云
雍正辛亥年一歲清の錢糧銀三千二百四十六萬四百二
十九兩米三百二十四萬三千八百三石と云順治九年
承應元年順治九年又按是より前明穆宗隆慶元年本朝享保十六年
二百三十五萬四千六百五十二兩と續文献通考是西土の
考載もり隆慶元年 本朝永祿十丁卯なり
廣地よりしてハ戸口少くハ淺き多からるるに似たり玉
匣曰 本朝乃國をめぐり一玉乃内をめぐり土地の廣
くして人民乃物産の豊くも亦亦ありて人民物産
ハ多しをめぐりて熱帯土地の廣狭をめぐりては

魚りとさはふる成はりはるる古大國上國中國下國大
郡上郡中郡下郡小郡と分定られしと必し土地の大
小ハかくくささるる事はし然るるにむむららりり也
乃人此此よりよりななるるてたたく土地乃廣狹を以て其國
の大小をささししるるハ何何ももなり 皇國ハ古より
しく田地人民乃甚甚ままく稠密稠密なるるはと云ふふは
類類ふふれれハ此人物産と云云ふふははるるにに比比しして大國ハ
く海小豊饒殷富勇武強盛なるるはと何處の國國はよく
及ぶぶりの何何れれハ清川氏曰日本田穀凡斛二千五百萬石
也一里方面一萬石と耕耕しし出出るる川邑ハ其中中に在在りり是是五

十里方小して二子五百萬石の米と地と出た美遠齋の
 土地餘餘あれハ各三子萬石と得魚し又或説日本國
 中の水田八十六萬六百十七町四段陸田廿万七千百
 四十六町餘許一町志ウレとも是ハ百年以前子田地
 生齒といまゝ稀少の時まで五畿七道乃公田よりこれ
 を今より準^{ナラズ}るしといへとも大率^{ダイソウ}減とも云ふときハ
 輿地^{ヨチ}よりとも人民志多きに似る凡稻植一ノ小豊年のと
 比ハ三百六十粒一歳の日數を減とも一^百と云ふ
 凶年より百粒と交のうと云ふとも云ふし
 穂而三百餘粒者謂之三穗子と云ふは唐山ふとも云ふ
 三百餘粒の稲は尋常よりふしやんとも云ふ

農政全書
 云湖州一

大く豊年^{トヨトシ}も^{トシ}も一凡人一日の掃^ハ合ふ^ハ五合
 穂三百粒名^ハりし^ハ一凡人一日の掃^ハ合ふ^ハ五合
 今稲米三萬一子九百粒也^是一升^ハ六斗^ハ六升^ハ八
 録^ハハ一升^ハ六斗^ハ六升^ハ八^ハ百粒^ハの^ハ算^ハ也^ト云^フ又^ハ固^ク本
 日^ハ是^レ米^ノ升^ノの^ハ大小^ハ差^ハ何^レ粒^ハより^ハ一穗^ハ三百^ハ餘^ハ粒^ハ乃
 穂^ハあ^ハて^ハハ^ハ八^ハ十^ハ八^ハ斗^ハあ^ハて^ハ三^ハ萬^ハ一^ハ子^ハ九^ハ百^ハ粒^ハは^ハ充
 りたし^凶年^ハより^ハは^ハ稲^ハ穂^ハ二^ハ百^ハ斗^ハ是^レより^ハ人^ハ一^ハ日^ハ食^ハふ^ハ所^ハの
 米^ハ數^ハ万^ハ粒^ハを^ハ費^ハして^ハ命^ハを^ハ續^ハか^ハす^ハは^ハあ^ハら^ハず^ハ日本
 の^ハ口^ハ數^ハ三^ハ子^ハ萬^ハ人^ハあ^ハて^ハ一^ハ日^ハ一^ハ人^ハに^ハ五^ハ合^ハの^ハ稻^ハ積^ハと^ハ云^フ
 と^ハす^ハげ^ハ一^ハ日^ハの^ハ米^ハ穀^ハ十五^ハ万^ハ石^ハ許^ハみ^ハ及^ハあ^ハら^ハず^ハ是^レは^ハ三^ハ子^ハ萬^ハ
 中^ハて^ハ擬^ハつ^ハて^ハ若^ク也^唐劫^ハ記^ハに^ハハ^ハ六^ハ十^ハ六^ハ斗^ハの^ハ男^ハ女^ハ凡^ハ四
 十^ハ八^ハ億^ハの^ハ万^ハ九^ハ千^ハ六^ハ百^ハ人^ハ也^と續^ハき^ハて^ハ終^ハつ^ハて^ハ云^フは^ハあ^ハら^ハず^ハハ
 その^ハ數^ハ十^ハ億^ハ及^ハあ^ハら^ハず^ハ又^ハ成^ハ業^ハは^ハ日^ハ國^ハ東^ハ西^ハを^ハ走^ハら^ハず^ハハ
 二^ハ子^ハ七^ハ百^ハ五^ハ十^ハ里^ハ南^ハ北^ハ五^ハ百^ハ四^ハ十^ハ七^ハ里^ハと^ハ是^レハ^ハ若^クの^ハ里^ハ數^ハは^ハ

ていひしきなり一沖縄の内米國までハ本藩よりさく
 五百里の幅幅より北東の幅幅よりけりてハ豊前万里
 のさきさきやまして人口の多ハ年面の上よりハ
 六十の頃の男女老少胡はせしははれはるるさきさき
 なるはとさきさきさかすけ 日本國中乃糧食ハ恒ハ不足の
 言多しは是ハ表しきこの田數少ては陸奥の水田類
 八面万石なりふがさきさき東北南部津輕よりては分
 野の峻遠山川の幽遠具ハ窮計好魚々々寛閑の露田
 夷人の耕殖と何れもさきさき地庸城の盡士多くは此
 に隠遊し凡東藩市井の糧米皆東陸より輸せりなり
 東東米價の貴賤ハ多く奥陸の豊約は保るるといつり
 さきさきは東東の米穀中ハ東奥の米穀よりちりしき上法

玉の農夫山氏ふむてハ悉く福ハ眼よのち他て皆上納
 の租とさしきさき上納の適口よその熱とさきさき荒歳ハ
 公大率根本宜く版差と糶とさきさき僅ハ半掬許ありて
 似を凌よさきさき生ハ蕃蕃と糶とし葛根と茹ふと粟麦
 黍稷よむてハ飲食の内とせり 爾雅翼云古者之於穀菽
 與苴以食農麥以接續至
 於食稻衣錦則以為生人之極樂 以稻味尤美故也又毛詩
 注果酒嘉蔬以供老疾奉賓祭瓜瓠苴茶以為常食少長之
 義豐儉之節然也顏魯公求米於魯大夫帖云拙
 於生事樂家食粥而已是西土も之有りき 其中粟と
 して上倉とハ凡麦と粟と較し付て尤易し蓋粟ハ宜し
 麦ハ脆とハさきさき又麥稈ハ夏月穀將よ尽んやさきさき時
 成熟とのさきさきは農夫のさきさき播種をさきさき小農戸

とりまき方とあるゆきて新穀實り頃より稲と以て食
 とらゆ急動とよきは上入の穀たるはこれのこま
 一か、新風俗ハ農よハりきりさるし
 凡酒と醸造の醗米酸米ハ酒華とてハ北國の舊米と用
 お又間酒改新造造ハ振河泉播作後福子の米と凡
 菊の法白造まけ河内生約米とて醸造とや熱とて
 酒の醇美なるハ本邦と第一とさるおと唯水土の神
 夫とあるのゆきと職とて米の精とさるしと以て也具
 原氏曰昔年於長崎聞彼土人之言云予嘗屢為海賈遊于
 西蕃諸國凡中原及諸夷之米穀其味皆淡薄不及于日本

所産之甘美遠矣其野釀之酒亦氣味不及于日本然則以
 日本之秬暨良醞可為天下第一今もと西偏へ送風の時
 涼者の唐人とも長船中の難儀と堪へ給へるはと何
 とれ日本の酒と一盞飲くハ再生の美薬也はて其法を
 竊すといふ酒と磨て飲出ると毎あり然とも國禁
 されハ家おとも嘗てせよ法事あり又振夷ハいつま及
 ち其其より北方の法酒ソウヤサンタムタラヒととい
 ふハ西北とつてきて東越祖より幾万里といふ限と
 去るはぬこの法酒也とて然日本のも酒と成
 貴暇とらると我人の轉参とまらり志しく高位を人

の外ハ終身口へ入らざる者ハ輕夷人ニ嫁して滿
州の龍紋シワトク上品の絹類衣服として 皇國の米
酒ヲ交易して持歸る者凡シワトク一衣の價黄金五
七兩とせむとのあてそ一衣とい酒之斗米五斗と交
易せり輕夷ハ本邦の外綿帛の織物多しハかくの如
くし地其衣の價として是より 皇國の米酒もて是
れよりせむりわし是より吾 邦の人ハかくは天
下ニ双々手ぬき神酒と一生飽きてゆくは飲ても上
り某室の名酒ありてハ飲てもさるるはハ不謂妻と
れハ驕りて人鷄の限ありと云ふ一きりや又神傳帳夷

ハ地粟といて燒酒と造り神傳帳にて粟穀といふ氣味
酷烈此間の人多く飲ハ醉斃るも亦而ハ南島の人は此
粟穀を恒に飲らば燒酒を愛さずとも夏月の鬱燻ハ此
と冷あつて飲されハ暑氣を散らすとあつてさるるは是
天道自然に才物と彼南島は製法あて人命を利濟し立
りあるは粟穀沙糖の華存藩に於て造らるるは造り土
カと考し工夫と費し之を却て損失多し此も凡土の
自然あり毛詩云我倉既盈我庾維億以為酒食以饗以
祀

皇國の酒ありハ進雄尊ハ塩折の醴釀を吟ん

て 崇神の御宇掌酒活日々天皇此詔を奉て此神酒を
敬献奉りしと大和ある大物主の饌一負事と之端の大
神と祀しあり其縁ありしと之端の神枝と帝を角
の末又神功后に常事なは少彥神乃豊祝一神酒を
そてみしとの物なまをさるる万葉に天地と久しき
まては万葉にけりいほつしと思事向きと流るり
思事向きは思事向の二酒までせありしと古事記傳に今の
ままで美の事と祭事あるしとほししハとと差交わと
沖代よりの風儀あり 朝倉宮段三重米がら事ハ神男
多麻宇伎とみハ王蓋也
神事といは流儀とて交てくより長子心かけしと

結固めあり祭事より好むりや俗よいとゆる納采の由
此とほ事まで盡結して何のけりハ交わハ二柱の時
より酒てふもの顔と交一期とあるより用ねと
ねあるふとまで長くは流して古事記傳のれ物と事
記にありしと神氣と云事と云おのりしと事記の辭
まも通い農事と依と云は授ハ依食ハもも依毛田穀
より出来もの食との稱てかく若布一と事記を
流これとつれてありしと古の神酒製法ハ吾神傳島
より流してしりしと此土音に神氣と稱へりしと神
御氣にて成りしと云の古語に事記に法十三四より

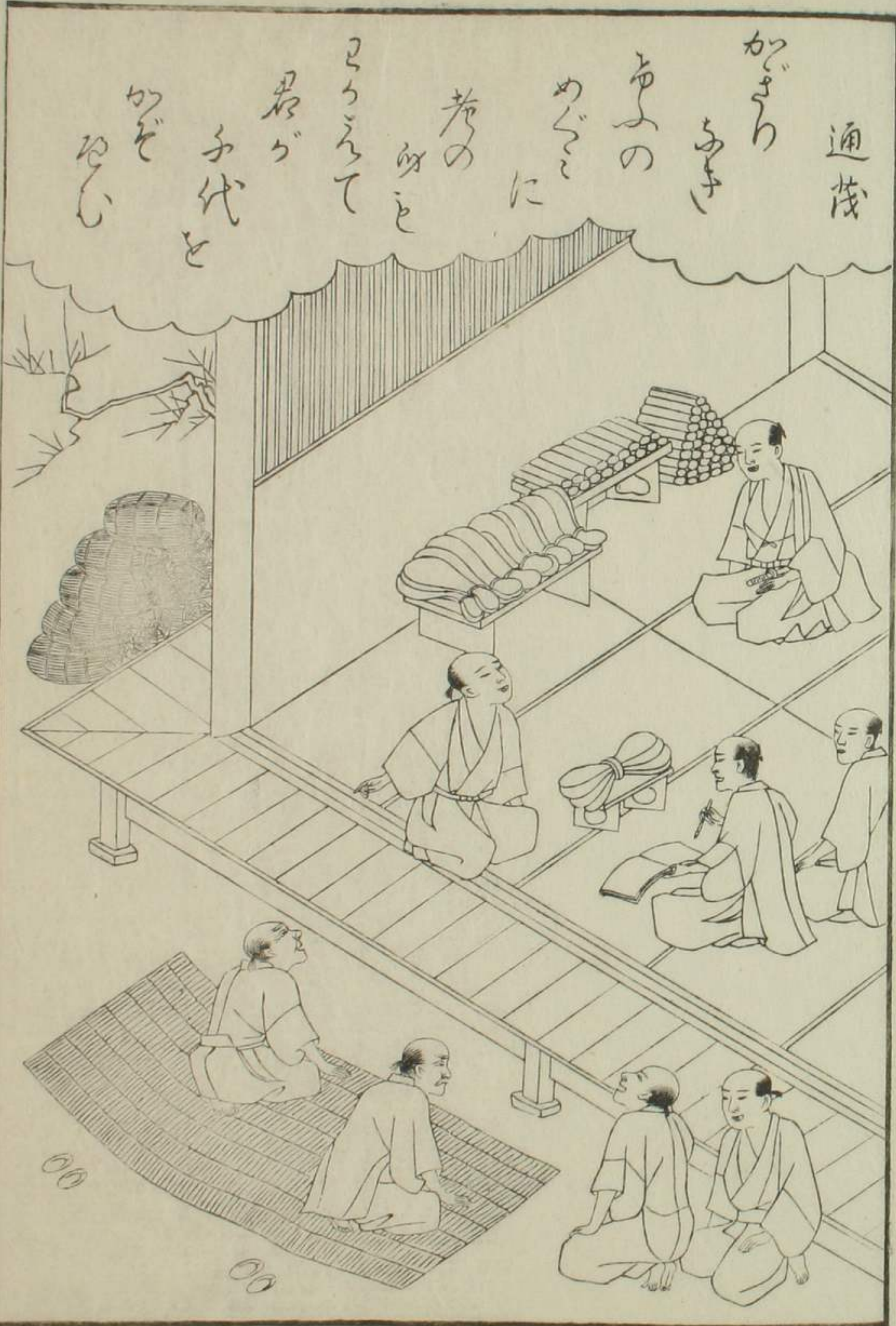
十五歳までの女子端正あると擇て齋やりの甘蔗して
 齒を磨き清くして口を洗ひ染を嚼きめて醗釀の中へ
 投じ一宿を經て成るる味甚甘美酒色潔白なり凡
 御氣一升を造りハ糯大上白米一升搗粉麦芽粉五合焼
 水八合美水二合緋篩ふてこねし煉麴うらみ始糯白米
 一升の中より一合許をふる取煉を生粉のまゝちりて
 嚼投也此通證所謂古者吟咀作酒大隅風土記所載の口
 嚼酒及武内宿禰の歌も此神酒と嚼けむ人と云々
 者ありし凡其女子の口氣よ由て御氣の味或ハ甘く
 或ハ辛し之を甘口辛口と云ふ酒味と云
 予ハ此此よりあつり○明世法録云玩球國以水
 漬米越宿婦人嚼以取汁曰米奇米奇即御氣なり此

御氣と造て毎年四月頃稲穂將小熟熟とる時一箇切つ
 つ神舞カムコトとる儀ありて神祇と祀り威の奉登と稱る名て
 神事カミコトと云其式祝巫白淨衣と披頭カキ巾カキし裡白と挿しサ
 に茅と執て社頭まで歌の舞つり此時舉國悉く齋戒し
 服忌經行する者ハ戸外カに別火し神事カミコトを閑カるカと云
 其儀ハ必羽生ハコに傷ヤるカ土俗カにて神の使カミと云
 この御氣ハ國カ廿五カノ敵也又諸臣度子頒賜カの例カありカ
和葉子ハ酒ハ葉カえの露カなり加惠の反カありと云カ葉子
出出カぬカありカてハ酒と伊カ佐カ員カとつカとカおカりカしカ意カは
 夫酒ハかくカと可カ老カわカさカよカつカりカひカあるカものカありカと
 海カハカ事カとカとカあカらカてカ風カのカ表カ一カ俗カのカ澆カきカありカハカ越

と長い事と破るありハ必と毀ね心と宗の巨害と川
出らるるに和漢共ニ獻酬の礼と習し荒淫の禍と成る
事とある時のためして隆きその後と事等は他
まて飲ふと事ハましくあつてさるるかし
延喜天皇御製
曰勿多飲酒陳勿多言語と地扶桑畧記よりハるる
孔明戒子云夫酒之設合禮致情適體歸性禮終而退
此和之至主意未殫實有餘豪可以至醉無致於亂
一ハ古穀登祈の時のためしとて縦又酒飲ふと免
して天り下の億兆と打れしく有年の賜と聖の仁壽の
域子導しめあつてやその國史に歷舉す清寧紀三年
冬十一月宴臣連於大廷賜綿帛唯其所取皆盡力而退是

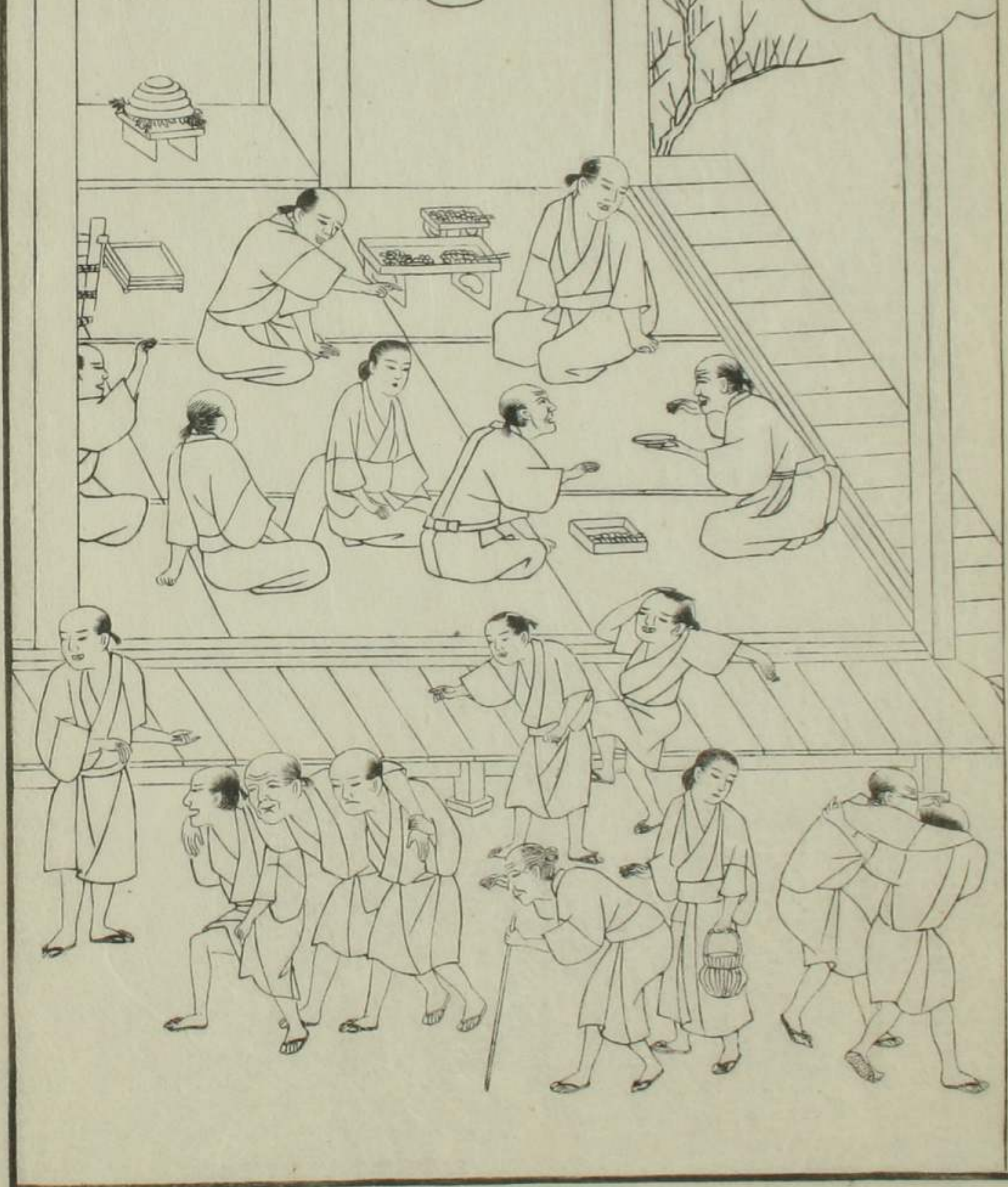
月海外諸蕃並來貢四年春正月饗諸蕃使人於朝堂賜物
有差夏閏五月大酺五日安閑紀二年春正月朔詔曰問者
連年登穀接境無虞蒼生樂於稼穡黔首免於飢饉内外清
通國家殷富朕甚悅焉可大酺五日以為天下之歡云々是
より後の事もも天下に孝老と擇出され歳の甲乙
理て深帛等と給ふし續紀以下志るすはと成徳に
老と敬の徳と尚ふと成上下に示しあふあふと成
實録よりえしハ清和天皇貞觀十六年正月七日老人
年百歳以上賜穀五石九十以上三斛八十以上一斛孝子
順孫義夫節婦旌表門閭除課役鰥寡孤獨篤疾重病並
給祿俸ありあり按前漢文帝紀酺五日師古云酺之為
言布也王德布於天下而合聚飲食唐無酺禁亦賜酺蓋聚
作伎樂樂高年賜酒麪唐紀太宗正觀二年九月以有年賜
成形圖說卷之十一
二十

舖三日蓋のふりの條より藻塩炒又葛餅の早稲とい
 ふい喜田作うんとあり時菜又そのよき人のさけり
 せむきまぐりとおを定てある員集てたふるよきうり
 どのと食せ居無して年まともゆれを成らせて家の後
 乃園へまうちりてまハちをまうちりてまハちを
 く端まちいさき度又水と入ておとろとち相とて
 端ま法の治てあるの度まうちりてまハちの秋田とて
 ままよりし積のくると呼の集く會おりののまおや
 ちの風俗とむり田家の年何とて類の加の今米地ある
 ちの風俗とむり田家の年何とて類の加の今米地ある
 人ハ正月四日自領内のある姓家粟川にて賀草
 と伸ゆるよ庭子酒樓とて呼一碑地とてと農況やら
 日次紀曰正月四日自禁裏仙洞以下至于諸臣度之有
 姓今日各就來其領主地頭之家而賀慶歳首則賜諸餅酒
 等被饗應之云々是上ハ朝廷の御座より下庶人の御



成形圖説卷之十一

皇太子學士
調忌寸古磨
綬賞青春
日相期
白髮年
清生百
萬聖岳土
半千賢卜
宴當時宅
披雲廣
樂天茲時
盡清素何
用子雲玄



民よむまては年湮オトシハヒ農オノノ祝イハヒの儀ノ式ノわカるル禮レ雜ニ記シ註ス云
 歲十二月索鬼神而祭祀則黨正以禮屬民而飲酒勞農而
 休息之使之莫樂是君之澤也今賽社則其事爾是西土本
 生の社會也 本朝の尚菑會ハ大納言南洲年名小野山
 莊より始て行ハり其後ハ清輔ハ乃ハの會ニ也ハ名高し
 正徳四年江戸の人生島島新八旬の賀ハ招きしハ本朝
 瑞翁ハ八十ハ七ハ歳ハ小歳ハ開ハ初ハ百ハ六十ハ歳ハ若ハ結ハ字ハおハるハ八ハ歳
 以下ハ九十ハ以上ハの人ハより八十ハ三ハ歳ハまでハ七ハ老ハの會ハと
 て々ハ名高ハきハるハより宋田氏曰瑞翁ハ瑞翁ハの瑞ハもハ経
 ずハ人ハおハれハハハとしてハ代ハのハもハとハつハはハるハとハ能ハ記
 録ハすハるハおハくハくハもハ用ハてハハハ長ハ壽ハ保ハつハしハとハいハるハや
 りハやハかハくハのハ起ハりハくハまハれハハハもハ壽ハもハ益ハあハりハ壽ハをハ尚ハふハハハ右
 さまハとハいハふハ江ハ得ハてハ中ハ子ハハハ有ハ益ハのハもハあハれハハハまハいハ自
 少ハ壯ハのハ遊ハとハ悔ハひハ改ハてハ長ハ生ハのハ益ハあハるハつハとハあハりハあハり
 りハきハれハハハあハるハ業ハとハ生ハ延ハ居ハてハとハまハいハハハ福ハあハるハもハあハりハ

凡存生の會カキ子コ不フ姓セイを弱相立ヤクアヒ酒サケの飲ノミけケるルて親オヤ
 しくヤカク族ウヂを築タテめメくクらくラクくク喚オホキらラぬヌれレあアくクいイさサるルわ
 りリあアまマらラしシのノやヤうウあアまマらラしシのノ子コもモ百ヒャク日ニチのノ蜡ロウ一イチ日ニチのノ
 澤タク子コ賣ウりリちチれレあアまマらラしシのノ家イヘはハいイくクりリ君キミりリ一イチ日ニチ乃ナラバ
 恩波オンハはハ浴ヨクしてシテ百ヒャク日ニチ此コノ若ニギハヤヒ意イ志シ是コト先王センオウのノ遺ヰ澤タク唯トシ
 思オモひヒてテ民タチのノ永トシくク勤ツメ勞ラウはハ暇ヒマむムとト君キミ子コもモ其ソノ子コハハ樂ラクしシ
 付ツキるル魚イサ一イチ凡ソレノ民タチのノ愚オロシ多ク類ルいイはハのノ何ナニ日ニチ小コ城シロハハ果ナニのノ社ヤシロ社ヤシロ
 祭マツルはハあアまマらラしシのノ日ニチ一イチ日ニチ遊アソぶブ會カキひヒあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 てテそのノ日ニチはハあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 とト二ニ日ニチのノはハあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ

凡ソレノえエまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 らラやヤせセまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 のノ社ヤシロはハあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 よヨしシあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 るルとトそのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 てテいイはハあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 のノ礼レイハハ親オヤ戚セキのノ長チカ子コをヲ擇セんン親オヤとト學マナぶブとトいイふフはハあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 くク情セイ味ミハハ興キョウるル世ヨ士シのノれレあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 んンとトあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ
 ハハ親オヤ戚セキのノ交カウはハあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシのノあアまマらラしシ

疎^{ホロカ}開^カ子^コちれるあり志^シうる子^コ又他人^{タニ}字^ジの宴^{エン}余^ヨ子^コの却^{ケツ}て
食^シ懐^カの輕^{ケイ}く苦^ク若^{ニホ}踏^{フミ}吸^{ヒク}て事^{コト}洞^{ドウ}ふ不^フとあれ^レ指^{サシ}さる^ル又
も未^ミけ^ケく情^{セイ}志^シく^クあるは是^{コト}親^{シン}味^ミ衣^イ裏^{ウラ}せ^セるあり又
の後^{ノチ}と始^{ハジ}く^ク母^{ハハ}の族^{ウヂ}も及^{およ}びつ^つ菜^{サイ}根^ネと煮^ニく^クありと
と救^{タメ}お^おて和^ワ樂^{ラク}一^{ヒト}地^チ存^{ゾン}くとも情^{セイ}厚^{コウ}う^うん^んと古^コ人^{ジン}の
風^{フウ}ももふ^ふあられ又^{マタ}同^{ドウ}僚^{リョウ}と邀^{イカ}へ^へ朋^{トウ}友^{ユウ}と召^メふ^ふ情^{セイ}通^{ツウ}と
の魚^{イサ}信^{シン}睦^{ムツ}と結^ツぶ^ぶる^るあ^あるに佳^カ者^{シャ}良^{リョウ}味^ミとん^ん口^ク腹^{フク}を潤^{うる}し
醇^{ジュン}酒^{ジュ}威^イ暖^{ナン}も必^{カナラ}よ^よさ^さる^るけ^け武^ブ人^{ジン}の交^{カウ}も^も似^ニ氣^キあ^ある^るわ^わせ
也^ヤ門^{モン}外^{ガイ}よ^よは^はも^も人^{ジン}さ^さる^るび^び呼^コひ^ヒ事^{コト}上^{ウヘ}よ^よ飽^{アツ}く^くよ^よは^は醉^{スイ}と^とか
つて^ツ難^{ナン}淡^{タン}亂^{ラン}奇^キ一^{ヒト}果^カハ^ハ痴^チ振^{シン}の^ノ振^{シン}も^もあ^ある^るな^なじ^じに^に何^{ナニ}も^も

し^しき^き浪^{ナミ}あ^ある^るや^や古^コ語^ゴも^も病^{ビョウ}從^{ジュウ}口^ク入^ニ禍^カ從^{ジュウ}口^ク出^スと^とそ^そり^り
徒^タ然^{ゼン}竹^{チク}子^コ世^セも^もん^んさ^さめ^める^る中^{ナカ}も^も飽^{アツ}まで^{まで}酒^{ジュ}を^を醉^{スイ}て^て
と^と病^{ビョウ}も^もお^おこ^こり^りつ^つる^るとい^いま^まし^しめ^めり^り又^{マタ}お^おの^のつ^つく^く此^{コノ}よ^よ
と^とそ^そか^かく^く月^{ツキ}を^をま^まさ^さへ^へ疎^{ホロカ}乃^ノ僅^{ウヰ}を^を罷^ヒせ^せる^るも^もあ^ある^るか
し^しと^とそ^そい^いら^らの^のく^くそ^そ代^{ダイ}し^しは^は世^セの^のお^おと^とあ^ある^るあ^ある^る財^{サイ}
も^もい^いゆ^ゆご^ごう^うまで^{まで}飽^{アツ}まで^{まで}食^シの^のも^も欠^{ケツ}と^と志^シ出^デし^しる^ると^と憂^ウ
と^と病^{ビョウ}も^もい^いら^らの^のく^くは^は解^カら^らず^ずと^とま^まで^で飲^{イン}た^たる^るは^はん^んと
そ^そ料^{リョウ}も^もふ^ふり^りれ^れに^に中^{ナカ}は^はれ^れ英^{エイ}て^て悲^ヒし^しる^るあ^ある^るも^もあ^ある^るつ^つ
い^いあ^あん^んど^ども^もの^のせ^せじ^じに^にい^いま^まさ^さる^るあ^ある^るも^もあ^ある^るも^もあ^ある^るも^も
る^る魚^{イサ}し^し○[○]米^メ穀^{コク}と^と損^{ソン}耗^{コウ}も^もあ^ある^るも^もの^の酒^{ジュ}耐^{タイ}乃^ノ二^ニ倍^{バイ}と^とあ^ある^るも^も

前漢文帝詔酒膠以糜穀者多故_レ行_レ儉歲荒年ハ造酒の禁止_レ何
 也後紀曰大同二年九月遣使封左右京及山崎津難
 波津酒家以水早成災穀米騰躍也東鑑建長四年九月
 卅日鍾倉中所_レ可禁制沽酒之由仰保々奉行人等仍於
 鍾倉中所_レ民家所註之酒壺三萬七千二百七十四口云
 云鍾倉中民家_レ多_レ沽_レ三萬七千二百餘口といへ中
 昔より酒_レ醸_レ造_レる_レの_レ際_レ子_レ盛_レる_レと_レる_レ多_レ夫酒の_レ中
 におも_レる_レ者_レ山_レ菜_レ厚_レ之_レは_レわ_レと_レされ_レハ興_レと_レ米_レり_レ有_レる_レと_レ銷_レる_レ
 々_レ抑_レ又酒_レ官_レ多_レ々_レと_レ管_レ天_レある_レ子_レ此_レより_レ徳_レ子_レ米_レ
 穀_レと_レ糜_レ爛_レとい_レて一切_レ酒_レ造_レと_レ飲_レう_レは_レ米_レ價_レ微_レ賤_レ士以上

或ハ_レ此_レ用_レと_レ共_レ子_レ魚_レし

費弊

蕃名フルテーリング

太_レふ_レ一_レの_レ政_レハ_レと_レ天_レ下_レの_レ法_レう_レき_レと_レも_レ以_レ集
 て_レ地_レ出_レと_レつ_レの_レ法_レい_レあ_レる_レ安_レ河_レは_レ深_レて_レ天_レ下_レと_レも_レ
 小_レ深_レふ_レ深_レて_レ玉_レ土_レと_レ深_レじ_レと_レハ_レ是_レと_レも_レん_レり_レあ_レる_レし_レ大_レ深_レ
 小_レ回_レむ_レり_レ一_レは_レう_レ一_レお_レ清_レ河_レの_レ法_レ政_レの_レ深_レハ_レ國_レ乃_レ申_レい_レま_レる_レ
 一_レは_レお_レし_レあ_レる_レは_レと_レめ_レし_レ者_レの_レ深_レい_レあ_レる_レの_レお_レま_レる_レ
 の_レ何_レり_レと_レも_レあ_レる_レお_レ司_レ一_レの_レ深_レい_レて_レし_レを_レハ_レ申_レい_レま_レる_レも_レあ_レる_レ

一のして母の政ハおんまはしめ給ひされ讀史は清漢
 古事漢とてむり一 平城乃清時までむり一々也
 胡政と志のいまは漢式にまはしけむり一はま上出て
 南面にむり一はしむる百寮各別出に四方北南人々
 是て皆内裏一宗集はるるにのよまら一又乃教とて
 物々意を了るは是を阿也一の民而給まで甲文とてま
 して此教は納る史外記辨少納言とて次第に元上て是
 によまら一は厚位もおのくは評定一ま上は乃あてり
 勅注と下されうた一とした衣はあはは則同る甲文多
 して海乃外日書けぬれも給てその府まで供傳とまら

法御清漢とて一々各之とてままふま政濟ぬは後ま律
 樂清遊まらけり君の清ゆり民の態と態一食して
 此子とけいふあまら大事ハなかりり中々按ま續古事
 ハ天子の親勢まで甲文とて給て清夜居まらまらまら
 二清覺一の親勢まで甲文とて給て清夜居まらまらまら
 て次の日に一通つて守る清沙法阿の或阿坊門左
 大伴為清の職事とて 右神宮の清の職事とて清の
 乙使を給て清の事ありり清の清の清の清の清の清
 清の清の清の清の清の清の清の清の清の清の清の清
 しよりとて甲文とて 院學せまいて由付一阿也一まら
 れともまら事まらまらまらまらまらまらまらまら
 清一清の清の清の清の清の清の清の清の清の清の清の清
 貴田一清の清の清の清の清の清の清の清の清の清の清の清
 ありまらまらまらまらまらまらまらまらまらまらまら
 中まらまらまらまらまらまらまらまらまらまらまら
 きまらまらまらまらまらまらまらまらまらまらまら
 いはまらまらまらまらまらまらまらまらまらまらまら
 成形成圖說卷之十一
 二十六

とたすちりあふんいと加しき事とて中へはせあひあは
 るるもあはれこのこききハ海に争魚のちたし中へし
 識の時時よあすつりらと此帝は詩文よけ巧よはし
 れど政子清心と入玉もとむ信乃飛人二人とあしと清
 信子のかさつらよすきと海と陸とのまのしよる花
 人乃織あしも出た清、漸くに朝政おとろくさせあひ
 ちりされいひあし、相廷みて器業と御事ハ朝
 政よ清心といふもあはれいとをく思ふあふこてそ
 乃連らる後ハ舞樂と遊宴の末とくのも無させあひ
 又一志乃末よちりて邦君あしもあしゆるあしと敬
 いらる智よ替りられ、後拍忽天皇の大詠歌よとらめ

志は我をいふと浪風の八十あつけてゆくあし
 年山紀聞曰大の清字ハ是利家の末よちりて京都の強
 亂流石の轉起よてあしよ兵革のともあれハおのほり
 禁中とち後ハあし事あしと真周のむりハあもおとり
 ハ清母の申あれとも天子とくハ清名乃たよとあは
 の人乃えよ海の清歌あししあめ一字と眼目とあしと
 ちあしとあしとあしと天子大樹より別所の人あし
 海とてハ清製と屋右の流あしとあしとあしとあしと
 ちく士農工商各事所とて王道よちくハあしとあしと
 甲成云ハく大平久ハあしとあしとあしとあしとあしと

るは多く遊所割場又走りありあり
地ハ畜生國ありとつゝ一處と燕居偶筆を載りて俗の
遊色畜生國又とまりて後悔一熟地一其り一其り俗
辭はあしぬ思又隠えり或者會ふ一其り一其り俗
して漢國ぞとつゝ一其り一其り俗
其く其くはささハ唐のまをかきとて立玉あは
其く其くや隠えり其く其く信とて立玉あは
其く其くむよりまさりて其く其く信とて立玉あは
一日と忘れり其く其く信とて立玉あは
其く其く忘れり其く其く信とて立玉あは
罰とて其く其く信とて立玉あは
土をりいれり其く其く信とて立玉あは
ある歳と土精の脱るるも泥帝風水乃不願ある行とい
ひ立て罷と遠地に帰しけるも何ぢう思あるあは
らる也天地ハ日月あらんかぎりある火乃運行を今不界

あれハ朝方歳の流るとも土性乃新なりといふ理ハな
うるへしかくは風俗はちりるもあはき世の事もそ
わらりる神功皇后乃韓國を従つ流りてける財貨
と七納の貢しはさすりめぐる事係はちと申ありされ
と物あはるるよ事あはりありかきとのあはハやう
てあざし其あは流り其甲澤ハ天上ハ遊色はありは
と斯福地ハ寫してものせりカ急土木の役も多く田舎
の地も迫りあるりの蘇我馬子ハ君と紙もあはりとの
大逆道道の者あれハ其子佛と信をりてよハ何ぢう
ると外ハ淳磨君又あはりの法を信て内ハ紙逆大逆の

罪と隠し秘て女帝と立すの事にて人極の大過を案り擯
ふ烟掃と承て神聖の舊法を毀り殿戸を堂して守屋と
殺しぬ吾 邦風俗の衰廢莫より明の露水
いつく斯土の寺觀ハ雲山猪窟より出擯してあつと土
地と費しぬると歎せしあとも吾文集をけらるるは斯
方ハ土地狹く人口衆きりやあるは僧侶ハあま手取の糞
堆よりあしといつと一理あるやあるを山條氏り禪
法と好て政執行し頃より新しき法と偏行りて肉
食毒葷の火宅僧も漸よハお其あるいと利口のやう
な查とよのせしむるは只日存ハ日存のまゝ乃質素よ

て漸あましわしむ乃風までうのりてそのさは好
るんハ却てつるあはる清世祖遺詔畧云朕親政以
來紀綱法度不能仰法太祖太宗謨烈且漸習漢俗于淳朴
舊制日有更張以致國治未臻民生未遂是朕之罪也夫世
祖ハ韃種ありて明と平定して既ハ三代ハむと韃人自
然とも也明俗のみ素あると又習の我韃の質素の風日
日又更地するより其命して之と禁制せしむるを
清世祖の漢土の事とありて之を漢俗の真意ある
風俗ハ水國の地より出るとは懲咎かく令あると何と
也史記ハ漢興て劉雕而為朴ハ周秦の奢弊を除て質

朴の俗は反志^{カキ}むるなり況や 皇國より漢土を視
ハ國より東邦の異俗あるを斯地を占りて邦風として
實は尺智をんとせハ惑るのまじきものなりしを感
曰大辨を以て云ハ先漢^{カラ}漢^{ヤク}より後世なるもの物と一
切は拙^チを^シ徒^ニ然^ル也^ト唐の地ハ其の外ハあるとも
事切くまし書ともハ新國を打^ツ破^スく^ルに^ハぬれハ^カ
う^レしてん^とい^つり^のあ^るま^はの^人ハ^蘇り^ハ此^を所
のなりは^也 延壽の沛字ハ 本邦の華種を^テ事
是^レやうあると後ハ其俗を^謂ふ^に付^テ事^々也^ト來^テ遠
本國より地を^も遠^く異^域を^おて^も事^々と^思ふ^と也

又^レ時^ハ外^傳釋^老の書^假好^異物^の類^流る^も事^々也^ト
此^レ神^布帛^の類^ハ流^渡ら^して^事々^也也^ト也^ト也^ト
素^の風^俗變^レ孺^童の^類爲^るも^事々^也也^ト
孺^童も^テ孺^童は^眼の^肥る^も事^々也^ト
の^金銀^を費^して^事々^也也^ト
肉^陣風^を遮^るも^事々^也也^ト
よ^おり^の類^阿ら^るも^事々^也也^ト
つ^まぬ^類を^謹按^す寛^政二^年の^詔命^ハ堂^上地^下守^分
限^万端^可存^質素^衣裳^以下^隨所^存不^可及^美麗^とは^り
と^うや^禁秘^御鈔^曰天^位着^御の^物疎^とは^美と^は
著^聞集^にみ^むり

一人の装束もあつてそなたもされば、納言の消息も先代の時節分袍借きたると書きたる
ある節令の袍も人々の借きたる 後朱雀帝の
時公卿の装束と帝覽せり 袖大い成りけりかく
てハその弊ありしとて 衣大に富貴へ詔ありしハ
衣大に おののけとせめて用門に畏のよとせし
東鑑曰 養和元年十一月廿一日武衛召筑後權守俊兼
俊兼 勳事華美今殊著小袖十餘領武衛覽之召取俊兼之
刀令切 俊兼之小袖端被仰曰汝富才軒也儲 存儉約哉如
常胤實 平者才富不及汝然各衣服已下用展品不好
美麗 而欲勵勳功必不知產財所費と怒らせらば 建武
 記曰武者所輩可存知條々の申五位以上可用衣冠於散
 所着雁衣者可用布 六位同可為衣冠但有官瀧口着雁
 衣者同可用布 内々宿直之時可用布水干葛袴 鎧直
 垂蜀錦吳綾金沙金縷紅紫之類細々警固之時不可着用

精好大口一切停止之可用練大口 小袖織物綾練貫之
 類細々不可用 金銀裝束太刀刀鞞細々不可用 唐皮
 尻鞞切付等同前 總鞞常不可用細々警固之時止員一
 人之外停止之 ○續神皇正統記曰 按此書ハ是利家ノ
正統記ノ詳ヲ著シぬレハ 皇ノ復メハ 逆 順之ハ 後花園
天皇ノ御 宇と云 氏屋卑賤市廓の商人として驕の姿を過分
 したる以綾羅為身装以紅紫為褻服上下の差をせし
孝經注 服身之表也尊卑貴賤各有等差故賤服貴服
謂之 僭上天德も及い武家も違せざるゆゑもや肉衣の
高 氣世の基とく受えけり格令の外も代々制符と

下して法度と決定もや宴遊器饌の制ハ天平寶字の敕
に見え美麗衣服の制ハ神護景雲の格も始り法華尚加
ふのふとし澆季河を差別ありんや近者元亨貞和
よりて種々の敎制を定む武家と貞治應安の頃までハ
儉約の公法ありと累代の文書と搦て先規乃是遊と
辨へ申す成業乃成はちと付らんを教よ上
うして仰られ喜下る練りさし法しそむ意あり
事ともわたりとさしされハ是利氏の頃風操おとろへ衣
服の制とみりありとるを類髪と利野や奴頭とあり
素襖烏帽子と脱とて上京とのき初とよハ變り給

らかくしり秋津洲のさやざりとおとあひ移るを様
垣の久きとありとる毎のちよき波のさしとありと
しと淳素の若ゆきとありとるも節儉と勤さるハな
し抑世但州小田原陣の対十里表一ハ金子二ハと陣
立し遠陣の対相輝金ありとるもとるも野芥と東
照系駿河ハ法徳后の後水尾女御の給位の中ハ
一人着南の袴とけし法徳とてとる方袴ハ何とありと
のせととるも付と者得てとハちやうとてとるも上る
れハ以のふとるも付と者得とトよとるもとるも世の
中ばすのふとるも付と者得とトよとるもとるも世の者

とやうある衣をはくはと意として服と云ふ上と
ある日記はくとりや清の世祖明俗の奢靡と増ま
れしと和漢一揆の事と云る
徳光録曰青木氏部
少師一重太坂より
京都一重太坂一初は純走として縮絨具と出さざり
一重太坂の袴ととり裁てやされるるは多分只今まで
うねの夜をよくほり夢と思ひしと云ふ物解ま
しとして多分は本條の衣と云ふは
曰衣服の制本條も云ふし婦人より縮毛ゆるし男
夫のよみ婦と云ふは婦人と云て男子と云ふは
所消男かきよ細田舎縮と云ふして羽二重細細紗綾
縮子等と云く標あるはよきしそ等の事と云ふ
京の地ふして倭錦あるはよの織と云ふは
老

たふ楽しういふもよもんは凡衣服ハハ浪
息しと云及あはしは官の人ハ多分人出はる者
用ハ力の及ふけハ深く整へし妻子の衣縮ハ家の
多分は縮あはしハト云ふと云ふと云ふ
夫出は又ハれ縮ハ垢つき縮ぬれ縮衣縮と云し是地
縮縮の場ハハ縮縮と云の家ハ縮縮と云ふ縮縮の縮
縮縮ハハ縮縮と云の縮縮と云ふ縮縮と云ふ縮縮と
縮縮ハハ縮縮と云の縮縮と云ふ縮縮と云ふ縮縮と
胸の縮縮と云ふ縮縮と云ふ縮縮と云ふ縮縮と云ふ
玉勝間曰伊勢丸 大宮の御殿ハ縮縮と云ふハ上代

乃よきいと守^{オモ}みしかりて変化^{カヘ}いざ。物也結して茅葺^{チガハシ}
 ありしよその社^{イカメヒ}舞^{マヒ}まわりの舞にめいあまひ 皇^ミ御^ミ
 孫命^{ミコノミコト}れ 大御神^{オホミコト}と尊子^{ミコ}くまみ敬いまひあふう也よる
 城^{シロ}清みづゝ乃宮殿^{ミヤノミヤ}とはみ^ミ舞^{マヒ}く物しあひて 大御神
 の宮殿^{ミヤノミヤ}と一も質素^{シヤクソ}にしあふづまよし所^{トコロ}也やいよぐ
 ぐ近きせよ神道者^{カミミチノモノ}乃ふこは皆かゞろろみして
 女^メの意^{ココロ}よむじりきと^シ鯉^{コイ}魚^{イサ}し○元正天皇の大御^{オホミコト}新^ニ幡^{ハタ}あ
 ぬら尾花^{オビハナ}さうがき馬^{ウマ}本^{ホン}とて^シ似^ニほ^シた^カやどい若^{ワカ}代^トまでよ
 水^{ミヅ}戸^ド義^ギ公^{キミ}の釋^{シヤク}子^コ回^{マヒ}す^シまも^シ危^イ花^{ハナ}も回^{マヒ}し^シものあふと^シか
 く^シけ^シあ^シせ^シまふ^シい^シ海^{ウミ}は^シあ^シか^シる^シの^シ尾^{オビ}垂^{タリ}あ^シの^シ類^{ルイ}あり

思^{オモ}ふ^シい^シ刺^シは^シは^シと^シ白^{シロ}木^キとい^シま^シま^シあ^シつて^シも^シほ^シあ^シい^シの
 あま^シり^シは^シ神^{カミ}新^ニい^シた^シち^シ長^{ナガ}屋^ヤま^シる^シ室^{ムロ}の^シ依^ヨ約^{ヤク}あ^シつと^シ約^{ヤク}て
 け^シと^シま^シな^シれ^シあ^シり^シま^シ按^{オシ}ま^シせ^シら^シう^シあ^シま^シし^シは^シは^シ入^イむ^シい^シ
 の^シ茅^{チガハシ}葺^シの^シま^シあ^シふ^シま^シや^シと^シ南^{ミナミ}の^シ茅^{チガハシ}屋^ヤは^シ若^{ワカ}茅^{チガハシ}と^シい^シの
 さ^シは^シよ^シあ^シい^シづ^シら^シま^シら^シう^シま^シま^シさ^シと^シ智^チと^シら^シは^シら^シま^シは^シ風^{カゼ}何
 ら^シく^シ吹^フく^シら^シう^シり^シの^シま^シら^シて^シそ^シえ^シら^シぬ^シ大^{オホ}御^{ミコト}新^ニの^シさ
 う^シま^シも^シ思^{オモ}ふ^シま^シふ^シと^シゆ^シり^シは^シあ^シり^シ帝^{ミカド}範^{ノリ}崇^{タカ}俊^{トシ}篇^{ヒラ}云^{イハ}夫
 聖^{ミヤコト}代^ノ之^ノ君^{ノミコ}為^シ干^シ節^{ノセ}儉^{ケン}富^{トク}貴^キ廣^{ヒロ}大^{オホ}守^ミ之^ノ以^テ約^{ヤク}叡^{エイ}智^チ聰^{ソウ}明^{メイ}守^ミ之^ノ以^テ
 愚^{オロシ}不^レ以^テ身^ミ尊^{トク}而^{シテ}驕^ヒ之^ノ不^レ以^テ德^{トク}厚^{コホシ}而^{シテ}矜^ヒ物^{モノ}茅^{チガハシ}茨^ヒ不^レ剪^シ采^{サイ}椽^ヒ不^レ刮
 舟^{フネ}車^{クルマ}不^レ飾^シ衣^イ服^{フク}無^ク文^{モノ}四^シ季^ノ物^{モノ}澄^シ子^シ宮^{ミヤ}殿^ノ樓^{ロウ}閣^{カク}の^シ塵^{チリ}埃^{アヘ}民^{タチ}乃^ハ汗

あて向くもせあふハあはまきお世の中松はおもえん
事ともかかろうを戸田氏いもく若老の富きあふ人
とい浪より少し狭くゆるり理よりあふあふしし
貴時何りてつくさむし暮の椿葉の枝の氣にあて志
ほかにかきあふ月入モキをさしてかかきりことしハ
あふして唐キョロあふまうせ地りまじりとも後ハ修徳
のちかろふく徳と扱しはまじし社の政もてらさ
しとあふくは子徳りて徳りまじし家と一生のあふと
あふくはくとも老の徳さく容る解あくおちあれし
人と眼のあふハまじりぬ鬼神ハ害盈而福謙といわれ

ハ物あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
ものでさくは花ハ半開と見酒ハ微酔と飲と若人ハ
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
心と用うしはさくはまじりし軒と并し中人チヒの
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
つらぶとの志くはさくはまじりし軒と并し中人チヒの
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは
あふくは子徳りて徳りて不足ともあふくは

人と弟好もとの志より又西川氏の書るものより近代四
氏の屋宅衣服官膳を委せり西國樂等の所よりして百
年以前人の百姓の風俗と異なるに衣服は布油糸綿又ハ
ぬい織の類あり現織ふといふ布糸綿あり陸に富る
町人の五月の節湯衣の着物とて黒き紳の現織と紅と白
るハ糸人の中二三人ありき武家ハ逆き糸よりと相
織と現織として人毎に異なりとありぬ町人の屋敷表
の糸を店あとも板敷あるハなし町あやゆりむとの
竹と縄とを兼り編るとかよけ由は疑とつりて抱
み結のけりと用ふとし雨風を遮るのこもて着るものい

つむと種をといふとも盗ハあかりける西土の書とも
は倭俗ハ不孺不盗といふよ上世の實事と傳へしなり
○又田家乃ハ海ハ富るがつむく志おもその酒屋の有
扱ハ何れも海邊^{カベ}も海或ハ葦乃類して竹木の縁
ともハなかりありと信宮々の歌ハ山里は共かりとあり
為地ふちよる人もあり浅舟田舎の歌ハ金戸^{カト}鎖^{カサ}と
して山ぞら小くく乃賊侵入る氣をもあまを大むり
れよりしきさほざらし又食膳乃器具も々の色くら
くしきあらし酒もと数帯りくぬ物虫と耐ハ俗は乃
者客夫とのけ堀乃蓋^{フタ}ととり集あつて持入て吸物盛て

持出おのゝ客もさきつゝのさつものまじりしあり
 けいさききは文字あり又町も田舎もわづらひ年々増
 加實義ハ日くも増くせよのくれおの深き家あつて
 惜し〇おらゝあまの氏の上下も居ハ人の家乃肉
 味もあつて損するものなり家もせは清も彼もま
 家ははじりく阿も家ハ揃うくらぬあまの家ハまの棟
 上りむりハ上りもあつて相鴨居戸障子唐紙あつて申乃
 けあり縁浦居障子はよく土葺りハ下道をこゝに地如
 何もあつて上下下の道を柱木よりくても上層縁と申
 物やしてハ一日とる家の清ハ成不申の位と申下

此柱木ハ縦むばいのまげやまほの柱も上層縁
 が両と申してハ坊ハ三柱ともは朽腐申の少く柱ハ
 ゆづり戸障子は破も換して上層縁内へ丈夫よ坊
 ハ人ハまの家も障子の夫ね上層縁ハ障子け丈夫に致
 し障子の茅葺よりハ葺ふまよハ葺ふまよハハまあふ
 きはあふよりハ障子の葺屋を廻るよ坊ハ坊もて
 とは道もりの心書ハまのまのまのまのまのまのま
 を用く法の人法匠守士ハ上下下の法匠具とるの如
 計上申下れたるより柱木より上層縁が破も縁も
 のハハ家も可持損せよの相又むあまの坊むり物く

均ハ何程よき上層縁もたるみ棟梁つよくむむ抱く
がよわくはへハ又ゆぐと抱くが丈夫子はてと古甚也
里が朽らへハ又ゆぐと土臺丈夫子はてと地敷うきま
らをいつハ地敷ひはくぐらふや百姓ハ地の地敷
よやの何ておより地敷の百疋と子の如くおそれとあ
ふと仁君と稱しと地敷と銘りてふしくお扱ふ代名と
畏史と稱し桓戸隣子のこころとあふよきふくおと自
自ふ乃後後と大切よ勤ふ人と忠信と稱し棟梁の如く
よとうけとらとれゆるぐぬやうと重しよあふ人と賢
相出れと稱し中事ふぬ君ハ上層縁の破建換へて下

みまののぬれくさぬ扱ふととて用ひしよふ
熱て人の意見おと能く守るはくくくくくくくくくく
ても扱ふとめもお家の苦より人君ハ法障の片と察
よは致し事法障ハ此法障の片とて用ひハ元来自分の
徳明あるれよハ一向道理にくく摸紙とやふりハ人
ハ法方もぬら然と自心より是法障の片とて用ひハ
之とす可ハ下とるものは歯とかきと握りあうとそ
のせらけよ法障の破建とやふりトして供く朽腐ハより外
ハサシと夫をよ自色くつりおれはみまらり以扱ふと
所ハとる理のふる学向と勤めハとて法障ハ

ありと口かきたく定へり下の怨歎ハ解効も亦
上されハ上ありハ此の道はうーとのとよおのり
ならちは○或人の手帖よりよもいけぬのせよと阿
るわのハ巧官とせま公よ上よふらふものけり事ありと
れらの人ハ大切の主人とせま欺くふおよハハ偽し
て偽りふとの事はいりやうありゆくとも申く梅を
事ありといハ偽りハ劣りといふとも思をなししそれら
の人ハいりあもく士君子此歯牙に掛るよ及ぬ事よん
きせまハ事により人よと目利とちりふとありがそ
れより一層と増出ししとむけとのけ見換しぬる事あり

この書を周より以前のよりハすてに三代の事なり又秦
の世ハ論も及ぶ後世の誦論と漢世以後のよりハと
りの叔孫通もとき時の大儒とて漢一代の禮ともより
たてまけり當時魯乃兩生名とやえぬやうはありぬれ
し公孫弘老年よて妻の字とて身と丞相よまで致
し平津侯よ封られぬとの時よ董仲舒のぶと大儒も
下位よ埋通死しありぬれよりとむしきハ王安石六經
乃新注とて天下よゆりし時よ司馬公蘇氏兄弟程氏
兄弟と始めある今よ希ある君子長者ハ辱く下僚よ沈居
しるのこもあしと奸人碑黨人碑ふといふふとありて南

河ハ狗猫と食さるやうのありさほよらひきせりより
と前々中々一三代の時子周公も東山よ三年川入ら
れ孔子七十二子栖こりて東西南北の人までつゝの
老死やられりるまこれハ時子用ぬれはよぬあんど
ゆるあんは是必以曲学阿世乃人こりしされハ上を
うん人の用ぬまらん官ツギいとあつハ側者の権高くあり
てはたたひ下とてとお扱どらひて遠さうりりちと
に扱よりとらうと念むあつらむ斗て危くよあり
けありき家の子老居ありて後者婦人の自由あつた
はやうにお扱と難とよあつたはやうに上と下とらう

とちふして私乃あつたはやうに捉と定む思ひ事あつ
んかし度えよりのあつた君も力と有てあふと保
ち自分と省するこども多くて政すまもつら人のあ
しき道一途ハえむりの政よあちがまがはこつた
しられ大むり此政ハおのづから人情よかまうあ
まはら政と世もあらあハ百世の法といつてもい
あまのあつたはやう

成形圖說卷之十一終

